

5 運輸関係

(1)トラック事業等

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
トラック事業の営業区域規制	経済実態等、道路状況等に対応して、平成10年度に営業区域を経済ブロック単位に拡大する。	措置済 11年3月17日				5(1)	運輸省
トラック事業の最低車両台数規制	最低車両台数規制については、平成12年度までに全国一律5台となるよう段階的に引き下げていく。	一部措置済 11年3月17日 (10台の地区について7台に引き下げる)	一部措置済 12年3月7日 (千葉市及び広島市について5台に引き下げる)	12年度逐次実施 (全国一律5台とする)		5(1)	運輸省
トラック事業の運賃・料金規制	(a) 運賃・料金の届出に当たり、原価計算書の添付を不要とする範囲を平成10年度中に拡大(上下20%)する。	措置済 11年3月26日				5(1) (a)	運輸省
	(b) 原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。			12年度末 目途 (結論)	原価計算書の添付義務の廃止時期を含め、引き続き検討する。	5(1) (b)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
貨物運送取扱事業の運賃・料金規制	(a) 自動車に係る貨物運送取扱事業の運賃・料金の届出について、貨物自動車運送事業と対応する形で原価計算書の添付義務を緩和する。	措置済 11年3月 26日				5(1)	運輸省
	(b) 貨物運送取扱事業の運賃・料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる。			12年度未 目途 (結論)		新規	運輸省
分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両等の輸送規制	分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成9年10月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について引き続き検討し、一定の結論を得る。	10年度 (検討)	11年度 (検討)	12年度 (一定の 結論)		5(1)	運輸省
特別積合せ貨物運送に係る規制	(a) 許可等の権限について、運輸大臣から地方運輸局長への委任の範囲を拡大する。	措置済 10年6月 19日			運輸省令	5(1) (a)	運輸省
	(b) 営業所を移転する場合の事業計画変更認可について、同一市町村内での移転の場合であって運行系統の軽微な変更であるときには、変更認可を不要とする。	措置済 10年6月 23日				5(1) (b)	運輸省
	(c) 運行系統の新設・変更等のための事業計画の変更申請書類の提出部数の削減のための措置を講ずる。	措置済 10年6月 23日				5(1) (c)	運輸省
車両の保管場所と営業所の距離	沖縄県におけるトラック事業用車両の保管場所と営業所との距離の規制を緩和する。	措置済 10年6月 19日			運輸省告示	5(1)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
貨物自動車運送事業と貨物運送取扱事業を兼業している場合の届出等	(a) 一般貨物自動車運送事業と鉄道に係る第二種利用運送事業を兼業している場合は、営業所の名称及び位置の変更等に係る事業計画の変更の認可及び届出、集配事業計画の変更の認可及び届出の陸運支局への一元化した提出を認める。	措置済 11年3月 31日			運輸省令	5(1) (a)	運輸省
	(b) 一般貨物自動車運送事業と自動車に係る貨物運送取扱事業を兼業している場合は、営業所の名称及び位置の変更等に係る事業計画の変更の認可及び届出等の陸運支局への一元化した提出を認める。	措置済 11年3月 31日			運輸省令	5(1) (b)	運輸省
第二種利用運送事業の許可申請手続	第二種利用運送事業の許可申請手続の簡素化について検討する。			12年度 (検討)		新規	運輸省
自動車運送事業の運行管理者研修制度	現在1年に1回受講することとなっている自動車運送事業の運行管理者に対する研修について、平成11年6月の運輸技術審議会答申を踏まえ、安全の確保を図りつつ緩和する方向で検討する。			12年度 (結論)		新規	運輸省 (5(2) 及び15(2) に再掲)

(2) バス事業・タクシー事業等

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
貸切バス事業の需給調整規制	貸切バス事業に係る需給調整規制について、運輸政策審議会の答申に基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、平成11年度に廃止する。	法案提出済	措置済 12年2月1日		道路運送法の一部を改正する法律	5(2)	運輸省
貸切バス事業の事業区域規制	事業区域を平成11年度までに都府県単位に統合する。	措置済 10年6月1日			地方運輸局公示	5(2)	運輸省
貸切バス事業に係る運賃・料金規制	需給調整規制の廃止に併せて、運輸政策審議会の答申に基づき、事前届出制等に移行する。	法案提出済	措置済 12年2月1日		道路運送法の一部を改正する法律	5(2)	運輸省 (16・に再掲)
乗合バス事業に係る需給調整規制	乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、生活路線の維持方策の確立を前提に、遅くとも13年度までに需給調整規制を廃止する。		法案提出済		第147回国会に道路運送法等の一部を改正する法律案を提出	5(2)	運輸省
乗合バス事業の運賃・料金規制	需給調整規制の廃止と併せ、運輸政策審議会で上限価格制を検討の上、その答申に基づき措置する。		法案提出済		第147回国会に道路運送法等の一部を改正する法律案を提出	5(2)	運輸省 (16・に再掲)

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
タクシー事業に係る需給調整規制	タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。		法案提出済		第147回国会に道路運送法等の一部を改正する法律案を提出	5(2)	運輸省
タクシー事業に係る運賃・料金規制	需給調整規制の廃止の検討と並行して、速やかに上限価格制を検討の上、運輸政策審議会の答申に基づき遅くとも平成13年度までに措置することとし、可能な限りその前倒しを図る。		法案提出済		第147回国会に道路運送法等の一部を改正する法律案を提出	5(2)	運輸省 (16・に再掲)
タクシー事業に係る需給調整基準等	需給調整基準等のさらなる緩和について検討する。	措置済 10年6月22日			需給調整基準の緩和を実施	5(2)	運輸省
タクシー事業の事業区域規制	事業区域を統合・拡大し、平成11年度までに事業区域数(8年度1,911)をほぼ半減させる。	措置済 10年10月15日			地方運輸局公示	5(2)	運輸省
自動車運送事業の運行管理者研修制度	現在1年に1回受講することとなっている自動車運送事業の運行管理者に対する研修について、平成11年6月の運輸技術審議会答申を踏まえ、安全の確保を図りつつ緩和する方向で検討する。			12年度 (結論)		新規	運輸省 (5(1)の再掲)

(3) 自動車の登録・検査

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
自動車検査証の有効期間	トラック等の自動車検査証の有効期間の見直しについては、運輸技術審議会答申「安全と環境に配慮した今後の自動車交通政策のあり方について（第一次答申）」（平成10年12月10日）を踏まえ、車両総重量8トン未満のトラック及び乗用車のレンタカーについて初回のみ現行の1年を2年に延長する。	法案提出済	11年6月（公布）	12年5月1日（施行）	道路運送車両法の一部を改正する法律	5(3)	運輸省
完成検査終了証の有効期間	新車の完成検査終了証の有効期間について、6か月を9か月に延長する。	措置済 10年5月27日			運輸省令	5(3)	運輸省
分解整備検査	原動機、かじ取り装置、制動装置など、自動車の重要保安装置の分解整備を行った場合の分解整備検査を廃止する。	措置済 10年11月24日			道路運送車両法の一部を改正する法律	5(3)	運輸省
封印取付業務の委託範囲	業務の範囲を限定して委託している自動車登録番号標の封印取付け業務の委託範囲の拡大等について、関係者の意見を踏まえつつ検討を進め、その検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる。	10年度（検討）	措置済 11年8月1日			5(3)	運輸省
自動車の登録に関する申請書の電子化	自動車の登録に関する申請書の電子化を行うなど、登録手続の簡素化、負担軽減のための方策について検討を進め、その検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる。		11年度（検討）	12年度（一部実施）	12年度において、FD（フレキシブル・ディスク）による申請の試行を一部地域で開始するほか、引き続き検討を行う。 （3(6)(d)参照）	5(3)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
自動車の定期点検	自動車の定期点検の見直しについては、運輸技術審議会答申「安全と環境に配慮した今後の自動車交通政策のあり方について（第一次答申）」（平成10年12月10日）を踏まえ、点検間隔の延長等、所要の措置を講ずる。	法案提出済		12年5月（措置）	道路運送車両法の一部を改正する法律	5(3)	運輸省
登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化	印鑑証明書の添付の簡素化について検討を行う。		11年度（検討）	12年度（措置）		5(3)	運輸省
自動車検査用機械器具の検査	自動車検査用機械器具の検査の実施主体について、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）に開放することを含めて指定基準の明確化について検討を行い、必要な措置を講ずる。			12年度（結論）		新規	運輸省（6(1)i)(u)に再掲）
けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度	キャンピングトレーラーのレンタルでの利用に向け、キャンピングトレーラーを予め登録した自動車以外のものでもけん引を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続の簡素化について、直ちに検討を開始し、遅くとも平成12年中には結論を得る。			12年中（結論）		新規	運輸省

(4) 鉄道事業

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
旅客鉄道事業に係る需給調整規制	旅客鉄道事業に係る需給調整規制について、運輸政策審議会の答申に基づき、平成11年度に廃止する。その際、退出規制については、事業者の主体性を尊重した運用を行う。	法案提出済	措置済 12年3月1日		鉄道事業法の一部を改正する法律 貨物鉄道事業に係る需給調整規制については、国鉄改革の枠組みの中で日本貨物鉄道株式会社の完全民営化等経営の改善が図られた段階で廃止する。また、貨物鉄道運賃に係る規制については、その段階で届出制へ移行する（概ね3年後目標）。	5(4)	運輸省
鉄道事業者の認定	鉄道施設・車両の設計に関する業務の能力を認定された鉄道事業者は、鉄道事業に係る安全規制の認可申請等について、簡略化された手続によることができることとする。	法案提出済	措置済 12年3月1日		鉄道事業法の一部を改正する法律	5(4)	運輸省 (6(1)i) (v)に再掲)

(5) 海上運送事業等

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
国内旅客船事業に係る需給調整規制	国内旅客船事業に係る需給調整規制の廃止後の環境整備方策等について、平成10年6月の運輸政策審議会の答申に基づき、生活航路の維持方策等を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止する。	法案提出済	11年6月 (公布)	12年10月 (措置)	海上運送法の一部を改正する法律	5(5)	運輸省
貨物フェリーの事業区分及び需給調整規制の廃止等	平成10年6月の運輸政策審議会の答申を踏まえ、国内旅客船事業に係る需給調整規制の廃止の時期に併せて、貨物フェリーに関する事業区分を廃止し、需給調整規制を廃止する。また、これにより、内航RORO船との競争条件を整備しつつ貨物フェリーの許可の調整措置を廃止する。	法案提出済	11年6月 (公布)	12年10月 (措置)	海上運送法の一部を改正する法律	5(5)	運輸省
内航海運業における船腹調整制度及び運賃協定	(a) 内航海運業における船腹調整事業については、できるだけ短い一定期間を限って転廃業者の引当資格に対して日本内航海運組合総連合会が交付金を交付する等の内航海運暫定措置事業を導入することにより、現在の船腹調整事業を解消する。	措置済 10年5月 15日			15年度の交付金の単価見直しの際、事業収支を勘案しつつ、できる限り単価を低く抑える方向で検討する。	5(5) (a)	運輸省 (1 (c) ・に再掲)
	(b) 内航タンカー運賃協定及び内航ケミカルタンカー運賃協定を廃止する。	措置済 11年3月 31日				5(5) (b)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
港湾運送事業に係る規制	<p>現行の事業免許制（需給調整規制）を廃止し許可制に、料金認可制を廃止し届出制にすべきであること、同時に港湾運送の安定化等を図るための各施策の実施及び検討が必要であること等を内容とする平成9年12月の行政改革委員会最終意見の内容にしたがって、必要な措置を講ずる。</p> <p>このうち主要9港については、先行して12年中に規制緩和を実施すべきであることや港湾運送の安定化策を講ずるべきこと等を内容とする11年6月の運輸政策審議会答申に基づき必要な措置を講ずる。</p>		法案提出済	12年中（主要9港について先行実施）	第147回国会に港湾運送事業法の一部を改正する法律案を提出。（運輸省）港湾運送事業者間で港湾労働者の融通が円滑にできるような新たな仕組みについては、12年2月の中央職業安定審議会答申に基づき、必要な措置を講ずる。（第147回国会に港湾労働法の一部を改正する法律案を提出）（労働省）	5(5)	運輸省
臨時船舶建造調整法による船舶建造に係る規制	商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の発効後、可及的速やかに臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行う。			協定発効後可及的速やかに		5(5)	運輸省
強制水先の必要な船舶の範囲	強制水先の必要な船舶の範囲について、神戸港、横浜区（横浜港・川崎港）に引き続き、港湾の輻輳状況や埠頭の整備等による状況の変化の見える港域又は水域から、順次見直しを行い、必要な措置を講ずる。	10年7月（神戸港）	11年7月（横浜区）	12年度以降（関門区）	水先法施行令一部改正済	5(5)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
日本船舶の要件の見直し	取締役の全員が日本国民である会社でなければ日本船舶を所有できないこととしている現行の要件を緩和し、代表取締役の全員及び取締役の3分の2以上が日本国民であれば日本船舶を所有できることとする。	法案提出済	措置済 11年6月18日		船舶法の一部を改正する法律	5(5)	運輸省
船舶登記制度と船舶登録制度の一元化	申請人の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。		11年度 (検討)	12年度 (検討)		新規	法務省 運輸省 (14の再掲)

(6) 船舶航行

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
LPG内航船の休日荷揚申請内容の事後変更	LPG内航船の休日荷揚申請内容の変更を事後に容認することにつき、安全性を確保できる範囲で、所要の措置を講ずる。	措置済 10年9月18日				5(6)	運輸省
タンカーの本邦初入港時における安全対策確約書	(a) 安全対策確約書の一般配置図、タンク容量図及び火災配置図の添付の義務づけを廃止する。	措置済 10年6月4日				5(6) (a)	運輸省
	(b) ISM(SOLAS条約国際安全管理)コードの強制化に伴い作成される安全管理マニュアルにおいて安全対策確約書に定めるべき事項をすべて定めた場合には、当該安全管理マニュアルを提出すれば、安全対策確約書の提出は要さないものとする。	措置済 10年6月4日					5(6) (b)

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
特定港における夜間入港制限の緩和	特定港における夜間入港制限については、安全な航行に支障がない船舶に対し、包括許可制度（一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度）を導入する。	10年度（検討）	11年度（検討）	12年度（実施）		5(6)	運輸省
危険物積載タンクローリーのフェリーへの荷役制限	フェリー岸壁（A岸壁）における危険物を積載したタンクローリーのフェリーへの積込・積卸し荷役の制限について、緩和措置を講ずる。		措置済 11年8月1日			5(6)	運輸省
安全対策確約書の処理手続迅速化	東京湾に初入港する載貨重量トン26万トン以上の大型タンカーに関する安全対策確約書の処理手続の迅速化を図る。		措置済 11年7月2日			5(6)	運輸省
浦賀水道航路航行制限の見直し	15万総トン以上の船舶のうち、ダブルハル構造の危険物積載船及び非危険物積載船については、ラッシュ時の浦賀水道航路通航の制限を行わないこととする。		措置済 12年3月1日			5(6)	運輸省
火薬類（コンテナ貨物）の夜間荷役	火薬類（コンテナ貨物）の夜間荷役の可能性について所要の検討を行う。			12年度（検討）		新規	運輸省
危険物積載船のレーダーの試運転	荷役以外の着積状態におけるレーダーの使用制限について、ガス検定等により安全性が確認される場合は制限を緩和する方向で検討を行う。			12年度（結論）		新規	運輸省
安全対策確約書の手続	液化ガスタンカー及び大型タンカーに係る安全対策確約書の手続について、これまでと同様の安全性を担保しつつ簡素化する可能性について検討を行う。			12年度（検討）		新規	運輸省

(7) 船員

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
文書等による船員の募集に係る事前通報の廃止	文書等による船員の募集に係る事前通報を廃止する。	措置済 10年5月27日			船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律	5(7)	運輸省
日本籍船への日本人船長・機関長2名配乗体制	日本人船長・機関長2名配乗体制の確立のため、船舶職員法の一部改正を行ったところであり、今後はこれに基づき、外国の資格証明書を受有する者に対する承認制度を実施する。	10年5月 (法律改正・公布)	措置済 11年5月20日		船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律	5(7)	運輸省
乗船履歴	履歴限定の解除に必要な乗船履歴及び海技従事者国家試験の受験に必要な乗船履歴について、平成10年2月の海上安全船員教育審議会の答申及び国際条約との整合性を踏まえつつ検討を行い、短縮化する。	措置済 11年2月1日			運輸省令	5(7)	運輸省
外国人船員の船員法関係資格取得の円滑化	日本人船長・機関長2名配乗体制の確立のため、危険物等取扱責任者等船員法関係資格について、外国人船員の資格取得を円滑化するための見直しを行う。		措置済 11年7月15日		運輸省令	5(7)	運輸省

(8) 航空運送事業等

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
国内航空運送事業に係る需給調整規制	国内航空運送事業に係る需給調整規制について、平成10年4月の運輸政策審議会の答申に基づき、生活路線の維持・活性化方策、混雑空港における発着枠配分ルール確立等の環境整備方策を確立した上で、平成11年度に廃止する。	法案提出済	措置済 12年2月1日		航空法の一部を改正する法律	5(8)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
国内航空運送事業の運賃・料金規制	国内航空運送事業に係る運賃制度については、需給調整規制の廃止に併せ、平成10年4月の運輸政策審議会の答申を踏まえ、事前届出制等に移行する。	法案提出済	措置済 12年2月1日		航空法の一部を改正する法律	5(8)	運輸省 (16・に再掲)
国際航空運送事業の運賃・料金規制	国際航空運賃（IT運賃：包括旅行運賃）について、平成10年10月に幅運賃の下限を撤廃する方向で検討を行う。	措置済 10年10月1日			国際航空運賃（IT運賃）の運賃幅の下限を撤廃	5(8)	運輸省 (16・に再掲)
不定期航空輸送に係る規制	通勤航空（不定期航空運送事業のうち特定の二地点間において反復継続して行うもの）については、平成10年4月の運輸政策審議会の答申を踏まえ、通勤航空会社の経営判断に基づいたネットワーク形成が行われるよう所要の措置を講ずる。	法案提出済	措置済 12年2月1日		航空法の一部を改正する法律	5(8)	運輸省
混雑空港の発着枠の配分方法	混雑空港の発着枠の配分（発着枠の回収に伴う再配分を含む。）について、規制改革についての第2次見解を踏まえ、客観性と透明性をもった方法で行うこととし、評価項目や数値化手法を含む評価方式をできるだけ明確かつ具体的に設定する。		実施 12年3月（羽田空港）	12年度以降、継続的に逐次実施	発着枠についても、安全・環境上の配慮を行いつつ、できるだけ増加させるよう努める。	新規	運輸省

(9) 倉庫業

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
倉庫業に係る規制	(a) 倉庫業の参入許可制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。		11年度 (検討)	12年度 (結論)		5(9) (a)	運輸省
	(b) 倉庫業の料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な料金規制にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。		11年度 (検討)	12年度 (結論)		5(9) (b)	運輸省

(10) その他

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
気象測器の検定	(a) 気象測器の検定の有効期間の延長について、個々の測器の原理・構造等について平成9年度中に行った技術的検討に基づき、ガラス製温度計について現行の5年を10年にするなど、可能なものについて延長の措置を講ずる。	措置済 10年7月 1日			運輸省令	5(10)	運輸省
	(b) 気象測器の検定については、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）の検査を受けたものについて国の検査を省略できる新制度の導入を図るとともに、現行の検定の実施方法について民間の負担軽減を図る観点から見直しを行う。			12年度 (結論)		新規	運輸省 (6(1)i) (w)に再掲)
廃油処理事業の需給調整規制	廃油処理事業の需給調整規制を廃止する。	措置済 10年5月 27日			海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	5(10)	運輸省

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	当初計画との関係	所管官庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
廃油処理事業の廃油引受け条件に係る規制	(a) 民間の廃油処理事業者が廃油処理規程を定める際の認可制を届出制に改め、料金について定率又は定額をもって定めなければならないとする基準を廃止する。	措置済 10年5月27日			海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	5(10) (a)	運輸省
	(b) 民間の廃油処理事業者が廃油処理規程を変更する際の認可制を届出制に改め、料金について定率又は定額をもって定めなければならないとする基準を廃止する。	措置済 10年5月27日			海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	5(10) (b)	運輸省
廃油処理事業の廃油処理引受義務	廃油処理事業者に対する廃油処理引受けの義務付けを廃止する。	措置済 10年5月27日			海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	5(10)	運輸省
自動車損害賠償責任保険の政府再保険	自賠責の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。			12年度以降	規制改革についての第2次見解を踏まえ、政府再保険関係のほか、将来的に保険会社間の競争促進方策についても検討する。	新規	運輸省
エアサスペンション装備車の軸重制限	エアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について、自動車業界等との協力のもとで技術的検討を行い、その結果を踏まえて、エアサスペンション装備の車両の軸重制限の緩和の可否について検討する。			12年度以降 (早期に技術的結論)		新規	運輸省 建設省

その他の措置済事項

事 項 名	措 置 内 容	実施時期	所管省庁
連節バスの取扱	一般のバスでは対応できないような輸送需要に対応する新たな輸送手段として期待される連節バスについて、一定の構造要件を定め、基準緩和自動車の認定の対象となるよう、所要の通達を改正した。	平成10年11月6日	運輸省
小型船舶操縦士資格に係る欠格事由の緩和	船舶職員法の一部改正及び船舶職員法施行規則の一部改正により、小型船舶操縦士の免許について、従来欠格事由とされていた強度の色覚異常者のうち、航路標識の彩色等を識別できる者については、航行時間を限定した上で、新たに免許を付与することとした。	平成11年2月1日	運輸省 (15(1) その他の措置済事項に再掲)
海技従事者免許に係る年齢要件及び海技従事者国家試験に係る受験資格としての年齢要件の緩和	船舶職員法の一部改正及び船舶職員法施行規則の一部改正により、海技従事者免許に係る欠格事由のうち、従来20歳以上とされていた海技士（航海）及び海技士（機関）等の年齢要件を18歳以上に緩和し、これに併せて、海技従事者国家試験に係る受験資格としての年齢要件を19歳9月以上から17歳9月以上に緩和した。	平成11年2月1日	運輸省 (15(1) その他の措置済事項に再掲)
航海実歴認定制度に関する申請手続の統一化	水先法（強制水先制度）における航海実歴認定の申請の際に地方運輸局長等に提出する認定申請書及び航海実歴書の記載事項を証明する書類の添付について、その運用の統一化・簡素化の方針の更なる周知・励行を図るため、各地方運輸局等に対して指導を徹底した。	平成11年2月5日	運輸省
ISOタンクコンテナの取扱	最大限に積載したISO規格の20フィートタンクコンテナについて、基準緩和自動車の認定の申請の対象とするよう、所要の通達を改正した。	平成11年2月23日	運輸省
液化ガスタンカーに対する「海上防災マニュアル」の保持義務の廃止	大型液化ガスタンカーについて、平成9年7月の船舶安全法施行規則の一部改正により、事故発生時の対策等が記載された「安全管理手引書」の備え付けが義務付けられたことから、「安全管理手引書」に記載されている内容等を勘案し、液化ガスタンカーの「海上防災マニュアル」を廃止した。	平成11年3月25日	運輸省
海技従事者国家試験における受験科目の一部免除等受験者負担の軽減化	船舶職員法の一部改正及び船舶職員法施行規則の一部改正により、機関限定のない海技士（機関）の資格について海技従事者国家試験を受ける者が、すでに機関限定をした海技士（機関）の資格の海技従事者である場合には、新たに学科試験の科目を一部免除すること、海技士（航海）又は海技士（機関）の資格の試験と海技士（電子通信）の資格の試験について同時に受験することを新たに認めること等、海技従事者国家試験の合理化、受験者負担の軽減を図った。	平成11年4月1日	運輸省 (15(1) その他の措置済事項に再掲)

事 項 名	措 置 内 容	実施時期	所管省庁
索道事業の運賃規則	鉄道事業法施行規則の一部改正により、遊園地等の敷地内において旅客を運送する普通索道についても運賃の設定・変更の届出を不要とすることとした。	平成12年3月 1日	運輸省
停止表示器材	UN/ECE規則No.27に適合する停止表示器材がすべて日本国内で使用可能となるよう、所要の府省令改正を行った（道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令）。	平成12年3月 31日 平成12年3月 31日	警察庁 運輸省